## ○農林水産省告示第千百五号

定に基づき次のとおり公示する。種苗法(平成十年法律第八十三号)第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項の規

令和四年七月七日

農林水產大臣 金子原二郎

1 (1) 品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、育成者権の 存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日

品種登録の番号及び	登録品種の属する		育成者	品種登録を受ける者	
年月日	農林水産植物の	登録品種の名称	権の存	の氏名又は名称及び	出願公表の年月日
	種類		続期間	住所又は居所	
第29270号 令和4年6月23日	Brassica oleracea L. var. sabellica L.	カールドモンロー		株式会社増田採種場 静岡県磐田市上万能168番2	平成29年10月20日

(2) 登録品種の審査特性、その概要及び登録品種の育成をした者の氏名

登録品種ごとの登録品種の審査特性、その概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。 (「次のとおり」は、省略し、農林水産省のウェブサイトに公表して縦覧に供する。)